

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

平成23年度第1回審議会

日 時 平成23年 8月18日 (木)
午後2時
場 所 柴田町役場 委員会室 (4階)

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 会議録署名員の指名
- 4 諮 問
- 5 議 事

【諮問事項】

- (1) 「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の一部を改正する条例について
・・・資料1
- (2) 住民投票条例制定に関すること・・・資料1、2
 - ①住民投票に付することができる重要課題について
 - ②住民投票における投票資格を有する者の年齢要件について
 - ③外国人も投票資格者に加えるべきかについて
 - ④外国人の投票資格を「永住外国人」、「定住外国人」のどちらを選択するべきかについて
 - ⑤開票の条件について

【報告事項】

- ・平成22年度における基本条例に基づくまちづくりの状況について
・・・資料3

- 6 その他
 - ・第2回審議会の開催日程について
- 7 閉 会

諮問事項

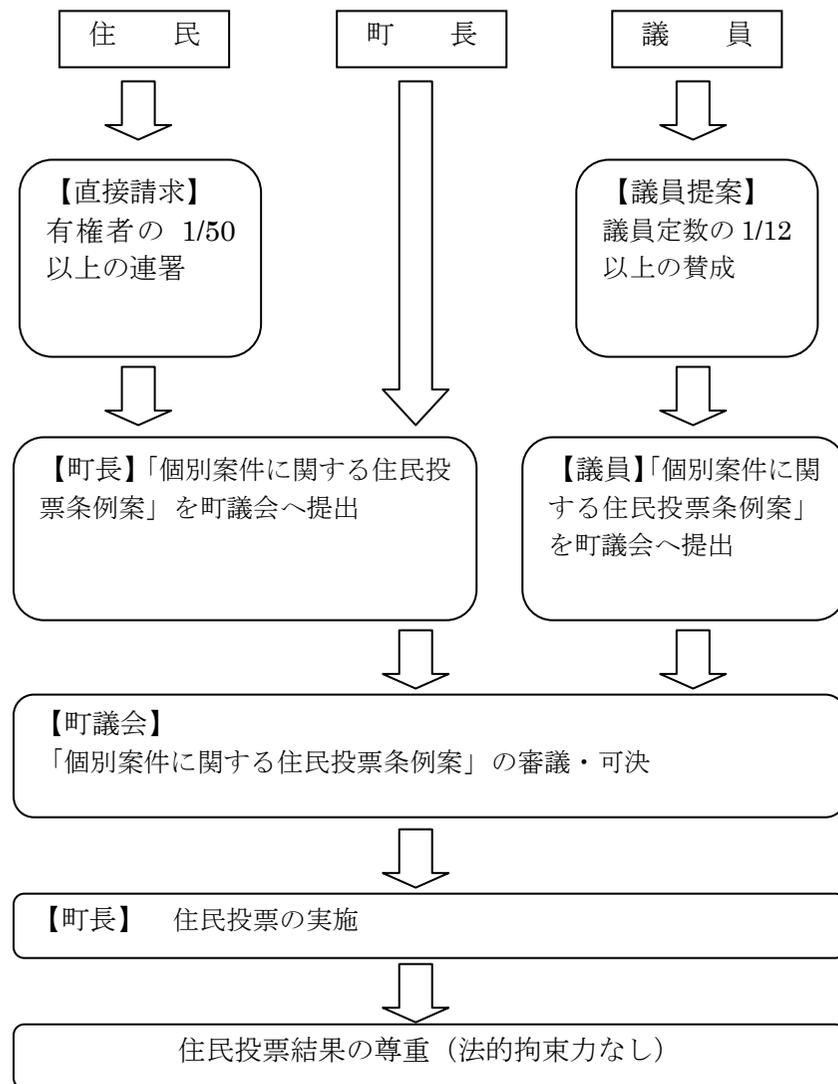
諮問事項	先進事例等	備考
(1) 「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」の一部を改正する条例について	<p>地方自治法第2条第4項の規定「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」が削除となる。</p> <p>(平成23年5月2日公布)</p> <p>これに伴って、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」第17条第2項の条文改正が必要となる。</p> <p>【改正後案】</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 町は、まちの将来像を<u>基本構想（柴田町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいいます。以下同じ。）</u>として策定するものとします</p> <p>【改正前】</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 町は、まちの将来像を<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想</u>として策定するものとします。</p>	
(2) 住民投票条例制定に関すること		
(2) -① 住民投票に付することができる重要課題について	<p>どんなことについて住民投票を行うことができるのかについては、常設型の住民投票条例を制定している先進地でも「町及び住民全体に直接の利害関係を有する事案」としており、住民投票を行うことができる事項を具体的に列挙している事例は見つけられなかった。</p>	

	<p>具体的に列挙できればわかりやすいが、例えば、合併や原子力発電所の建設等の具体例を挙げてしまいますとそれ以外のものについてはできなくなってしまうことになり、どうしても具体性のない規定にならざるをえない。結果として、「住民投票を行うことができない事項」を列挙しておいて、基本的にそれ以外のものについては住民投票を行うことができるとしているようである。</p>	
<p>(2) - ② 住民投票における投票の資格を有する者の年齢要件について</p>	<p>常設型住民投票の投票資格を18才以上、自治体によっては15才にまで引き下げている条例もあるが、地方選挙への投票資格が20才以上であるのは十分な判断能力を有するに至ってからという理由で20才以上としている事例もあり、取扱いは様々である。</p> <p>【投票資格を下げるメリット】</p> <p>① 多様な意見を町政に反映することができる。 ② 町政への関心度の向上が期待できる。</p> <p>【投票資格を下げるデメリット】</p> <p>① 財政負担の増（公選法に基づく選挙との同時投票は出来ない。） ② 財政負担の増（投票資格者登録名簿の調製） ③ 投票資格者数の増による業務量の増（連署者数、審査）</p> <p>【その他】</p> <p>① 投票率の低下</p>	
<p>(2) - ③外国人も投票資格者に加えるべきか</p>	<p>地方自治とは「域内に住む日本国民が執り行う」と定められており、柴田町の重要課題を決定するために設置される、常設型住民投票条例に日本国籍を持たない外国人を投票資格者として規定すべきか。（岐阜県多治見市は、外国人にも投票権を与える内容で条例案を議会に上程したが、総務常任委員会で外国人を削除し、日本国籍を有すると修正され可決されました。）</p>	

<p>(2) -④</p> <p>外国人の投票資格を「永住外国人」、「定住外国人」のどちらを選択すべきかについて</p>	<p>【永住外国人】</p> <p>①日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者</p> <p>②入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上覧の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>【定住外国人】</p> <p>入国管理及び難民認定法別表第1及び第2の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者</p>	
<p>(2) -⑤</p> <p>開票の条件について</p> <p>（投票率による開票の是非）</p>	<p>成立投票率は、50%が多いが33.3%としている自治体もあった。</p> <p>開票は、投票が成立しなかった場合に実施しない自治体もある。</p> <p>広島県高浜市では、成立しなかった場合は市民の総意を把握しているとはいいいくいと、その結果は公表することが適当ではないので開票作業はしないとしている。</p> <p>一方で、北海道芦別町では、成立しない場合にあっても、住民の意思を確認し、公表することは必要と考え、開票作業は行うものとしている。</p>	

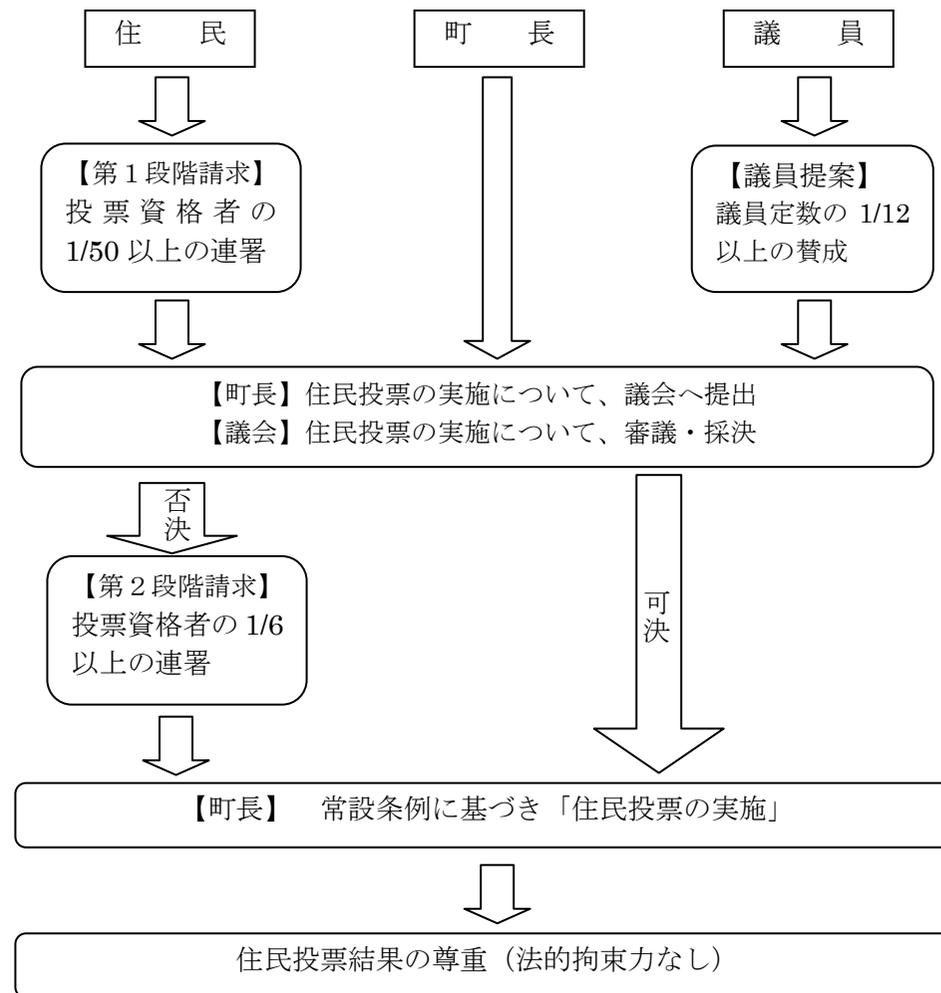
★住民投票の流れ

地方自治法の規定による条例制定の直接請求により住民投票を実施する場合



■柴田町の常設型住民投票の流れ

◎ 住民が発議する場合、直接請求に先立ち「事案」の内容が条例で定める重要課題に該当するか判断し、町長が代表者確認証明書を交付後に開始される。



※ 住民投票の対象事項や、投票資格者、成立要件などは、その都度、住民投票条例で規定する。

平成22年度における基本条例に基づくまちづくりの状況について

項目	実施状況	関連条項・規定概要
■協働のまちづくりのために		
①協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・しばたまち交流ひろば「ゆる．ぷら」事業による、交流、連携によるまちづくりの推進。住民活動団体へ対する活動場所の提供。 ・住民等との協働事業の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協働を促進する環境づくりを進める。(第29条)
②情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙の発行、町ホームページによる行政情報、地域情報の発信・公表。 ・広報紙による、まちづくりシリーズ記事の掲載による協働に関する情報発信。 ・まちづくり出前講座の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有を継続的に行う。(第24条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等の公開。(第25条第1項第4号)
③参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・柴田町第5次総合計画の策定に際し、まちづくりワークショップの実施、町民懇談会の実施、各種団体からのヒアリング、パブリックコメントの実施等により多様な参加方法を活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの将来像の策定の際は、住民等が多様に参加できる方法を用い、意見を求める。(第18条第1項)
	<ul style="list-style-type: none"> ・「町長へのメッセージ」による提案の受付。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の意見の集約方法を工夫する。(第26条第1項第1号)
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等の委員公募の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種審議会等の委員公募枠設定。(第26条第1項第3号)

④基本構想	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から平成30年度までの町の総合計画「柴田町第5次総合計画」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する基本構想を「まちの将来像」として策定する。(第17条)
■組織強化		
①地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より、行政区単位の区会、町内会等に対しコミュニティ助成交付金(3ヶ年)を交付。 	<ul style="list-style-type: none"> 町長は、地域づくりを進めるため、地域コミュニティへの支援を行う。(第23条)
■制度・条例等整備		
①まちづくり提案制度	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり提案制度要綱案の検討、審議会への諮問、制定。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等のまちづくりへの参加を促進するための制度「まちづくり提案制度」を設ける。(第30条)
②まちづくり推進センター	<ul style="list-style-type: none"> 推進センター設置に向け条例案等の検討、審議会への諮問、制定。 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり推進センターを設置する。(第31条)
③住民自治によるまちづくり基本条例審議会	<ul style="list-style-type: none"> 住民自治によるまちづくり基本条例審議会の設置、開催。 「まちづくり推進センター」、「まちづくり提案制度」の案について審議、答申。 	<ul style="list-style-type: none"> 柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会の設置。(第33条)
④住民投票制度	<ul style="list-style-type: none"> 早期の制定を目指し条例案等を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票制度を設ける。(第32条)

資料1の訂正

訂正後	<p>(まちの将来像づくり)</p> <p>第17条 町は、住民等の参加により、まち全体として調和のとれた住みよいまちづくりを進めるため、まちの将来像<u>(以下「基本構想」といいます。)</u>をつくり、その実現を目指すものとします。</p> <p>2 <u>削除</u></p>
訂正前	<p>(まちの将来像づくり)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 町は、まちの将来像を<u>基本構想(柴田町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいいます。以下同じ。)</u>として策定するものとします</p>

【現行条文】

(まちの将来像とまちづくり)

第17条 町は、住民等の参加により、まち全体として調和のとれた住みよいまちづくりを進めるため、まちの将来像をつくり、その実現を目指すものとします。

2 町は、まちの将来像を地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する基本構想として策定するものとします。

平成22年度協働による事業事例

①花を通じた住民と町との協働

きっかけ	<p>町内のガーデニング愛好家2軒が、個人の庭を一般の方に開放するオープンガーデンの実施を計画していた。</p> <p>町でも、平成22年度より「花のまち柴田」を推進するため、オープンガーデンを実施する計画があったことから、前出の愛好家2軒に新たに2軒の愛好家を加え、町との協働によるオープンガーデンの実施に至った。</p>
事業名・テーマ	しばたのオープンガーデン
事業の主体	町内ガーデニング愛好家（4名）
協働の相手	柴田町、ボランティア団体 ほか
事業時期	平成22年6月12日、19日
事業概要	<p>6月12日、19日の2日間で、延べ約1,350人の来場があった。</p> <p>庭のオーナーの方には、当日の来場者へ花木の説明、ボランティア団体や、近隣住民の方の協力によるバザーの開催、駐車場の誘導など協力をいただいた。</p>
町の役割	パンフレット作成、案内看板作成、広報 など
事業の成果	<p>オープンガーデンの実施により、住民をはじめ町内外の方が花を通じた交流を深めることができた。</p> <p>また、オープンガーデンの後に町が主催したガーデニングスクールも盛況で、11月に船岡城址公園と白石川河川敷で実施した「花のまち柴田千人植栽」には計500人を超える住民や地域コミュニティ、企業など「まちづくりの担い手」の参加があった。</p> <p>オープンガーデンの取組みを知った町民の方からは「次は一緒にやってみたい、協力したい」という声もあり、平成23年度の取組みでは、10軒のガーデニング愛好家の参加により実施され、「花のまち柴田」をテーマに参加と協働の取組みが広がりを見せている。</p>



②「しばたの協働を進める会」の取り組み

<p>きっかけ</p>	<p>「住民自治基本条例をつくる会」解散後、元委員が中心となって協働のまちづくりを実践しようと、「しばたの協働を進める会」が平成22年1月に結成された。</p> <p>しばたの協働を進める会では、協働の実践事業として「柴田さくらマラソン」を住民主体により復活させることを目指し、柴田さくらマラソン実行委員会の設立へ向けた活動を開始。同7月に柴田さくらマラソン実行委員会を結成し、平成23年4月の大会開催を目指した。</p>
-------------	---

<p>事業名・テーマ</p>	<p>2011一目千本桜マラソン</p>
<p>事業の主体</p>	<p>柴田さくらマラソン実行委員会</p>
<p>協働の相手</p>	<p>柴田町、陸上自衛隊、柴田町観光物産協会 ほか</p>
<p>事業時期</p>	<p>平成22年4月～（大会開催予定平成23年4月）</p>
<p>事業概要</p>	<p>平成18年の大会を最後に休止となっていた「柴田さくらマラソン」を、住民有志による実行委員会により「一目千本桜マラソン」として復活させた。</p> <p>大会の内容としては、過去の大会同様に1.5kmから10kmの競技に加え、町内行政区別対抗や船岡の街中を歩くウォークなど、交流や町のPRにも力を入れた。</p>
<p>町の役割</p>	<p>情報提供、関係組織との交渉への助言、事業費補助、会議場所の提供、広報協力 など</p>
<p>事業の成果</p>	<p>実行委員会は100名を超える委員が集まり、大会開催へ向けて準備を重ねた。東日本大震災の影響により大会は中止となったが、全国各地から2,500名を超えるエントリーがあった。</p> <p>現在、平成24年の開催を目指し、準備を開始している。</p> <p>住民が積極的に主体となり、まちづくりの主役として、協働のまちづくりを実践し、その取り組みは多くの町民へ影響を与えるものと期待される。</p>



③仙台大学・柴田町・地域コミュニティの協働による健康づくり

きっかけ	町では仙台大学が持つ知的資源（研究内容）、人的資源（人材）、物的資源（施設・設備）を活かした転倒予防教室や数々の健康運動教室を実施するなど、協働で健康づくりに取り組んできた。平成22年度には、地域コミュニティとの連携も含めた健康づくり事業「元気はつらつお達者day」を実施した。
------	---

事業名・テーマ	魅力ある地域づくり事業 ～元気はつらつお達者day～
事業の主体	柴田町
協働の相手	仙台大学、地域組織
事業時期	平成22年4月～
事業概要	<p>「元気はつらつお達者day」は、仙台大学が健康増進のための運動メニューを考案し、地域と一緒にやる事業です。</p> <p>第16行政区では、この事業を活用し10月24日（日）、仙台大学との協働のイベント「秋の健康収穫祭～With Smile～」を開催した。仙台大学地域づくり支援センター・健康づくり運動サポーターの学生が「地域交流・体を動かす楽しさ・健康」をキーワードに企画を練り、健康講話、簡易体力測定やニュースポーツ体験などを行い、地域においては、会場準備や広報、お昼の芋煮の準備などを行うなど、地域と大学とがそれぞれの持ち味を生かし、元気あふれる協働によるまちづくりが実践された。</p>
町の役割	事業実施調整、事業費支出、広報 など
事業の成果	<p>参加者からは「若者から元気がもたらされた。来年もまたやりたい。」などの声が、また学生からは「地域の方とふれあいながらの実践は、何よりも勉強になる。」などの感想が聞かれた。</p> <p>町では、この事業のほかにも「地域で共に支えあう高齢社会づくりのためのアンケート調査」についても、仙台大学との協働事業として実施しており、地域の健康を支える町と大学との連携が一層深まっている。</p>

